

## 札幌市住まいの協議会設置要綱

資料 3

〔平成元年 12 月 22 日〕  
〔市 長 決 裁〕

(設置)

**第 1 条** 市長の諮問に応じ、本市における住宅に関する重要事項について調査審議するため、札幌市住まいの協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

**第 2 条** 協議会は、委員 12 人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 協議会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

**第6条** 協議会には、特定事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 委員長は、小委員会の事務を総括する。

4 委員長は、小委員会の審議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、都市局において行う。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成元年12月22日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成21年9月1日から施行する。